

日整連第23-76号

平成23年5月12日

各 自動車整備振興会 専務理事 殿

社団法人日本自動車整備振興会連合会

専務理事 下平 隆



### 自動車検査証地紋用紙の裏面記載事項の変更について

時下、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、国土交通省より自動車検査証の裏面記載事項について、下記の事項を追加及び変更する旨の連絡が別紙1のとおりありましたので、お知らせ致します。

実際に新しい用紙（別紙2）が使用開始されるのは、旧用紙が無くなり次第となり、各運輸支局等により異なりますが、早い所では平成23年6月頃からになる予定ですので、貴会傘下事業者へ周知方よろしくお願いいたします。

なお、自動車検査証の地紋用紙は、平成22年9月より仕様を変更しており変更点については別添をご参照下さい。

### 記

#### ○追加及び変更

- ・点検整備の実施について（一部変更）
- ・国土交通省自動車不具合情報ホットライン
- ・リコールについて
- ・市町村合併に伴う自動車検査証の住所変更について

以上

事 務 連 絡

平成 23 年 4 月 28 日

関 係 各 位

国土交通省自動車交通局技術安全部

自動車情報課

自動車検査証地紋用紙の裏面記載事項の変更について

今般、国土交通省自動車不具合情報ホットラインの周知、リコールによる修理を受けるための自動車検査証に記載された住所・氏名の更新を周知する等のため、同検査証の裏面の記載内容について、下記事項を追加及び変更することとしましたので、予めお知らせします。貴団体支部等関係者にその旨周知頂きますようお願いいたします。

なお、実際に新しい用紙が使用開始されるのは、現在の用紙の使用が終了次第となります。各運輸支局等により異なりますが、早い所で平成 23 年 6 月頃からはなる予定です。

記

○追加事項

- ・点検整備の実施について（一部変更）
- ・国土交通省自動車不具合情報ホットライン
- ・リコールについて
- ・市町村合併に伴う自動車検査証の住所変更について

※自動車検査証については、平成 22 年 9 月より仕様を変更しております。（使用開始は支局等によって異なっております。）変更点については、別添にてご確認いただけますようお願いいたします。

※問い合わせ先：自動車情報課 登録班 藤城（内線：42113）

登録管理室 田中（内線：42153）

**(注意事項)**

1. 自動車を行行するときは、有効な自動車検査証を携行して下さい。
2. 継続検査は、「有効期間の満了する日」欄に示された日の1か月前から受けられますので、余裕を持って受けるようにして下さい。
3. 自動車検査証に記載されている住所又は氏名等に変更があったときには、手続きが必要です。また、自動車の構造等に変更があったときには、変更の手続きが必要となる場合がありますので、管轄の運輸監理部、運輸支局又は自動車検査登録事務所にお問い合わせ下さい。
4. 「登録年月日／交付年月日」欄には、新規登録、自動車検査証交付時における直近の移転登録のいずれかの日が表示されます。  
なお、二輪の小型自動車の場合は、新規検査、最新の自動車検査証記入のいずれかの日となります。
5. 「\*\*\*」は、所有者と使用者が同一であること又は使用の本拠の位置と使用者の住所が同一であることを示します。
6. 走行距離計表示値は、新規検査と予備検査（いずれも、登録識別情報等通知書、一時抹消登録証明書又は自動車検査証返納証明書のあるものに限ります。）、継続検査と構造等変更検査の際に走行距離計に表示されていた数値を記載しているため、走行距離計が交換されている場合には、実際の走行距離と異なる場合があります。
7. 「輸出抹消仮登録証明書」、「登録識別情報等通知書」、「輸出予定届出証明書」又は「自動車検査証返納証明書」は、再発行できませんので、大切に保管して下さい。
8. 市町村合併後の住所へ変更を希望される方へ  
市町村合併に伴う住所変更が反映されていない自動車検査証につきましては、自動車登録令第24条により、特に手続きをされ

なくとも問題はありませんが、合併後の住所への変更を希望される場合には、使用の本拠の位置を管轄する自動車検査登録窓口において、新住所の自動車検査証を交付させていただきしますので、お申し出下さい。

※ 交付した自動車検査証が申請された登録事項又は検査事項と相違していないことを確認して下さい。もし相違しているときは、ただちに申し出て下さい。

**自動車使用者の皆様へ****点検整備は必ず実施しましょう**

自動車の検査は、安全・環境の面について国が定める基準に適合しているかどうかを一定期間ごとに確認するものであり、次の検査までの安全性等を保証するものではありません。

自動車の使用者は、安全・環境を守るため、自らの責任で適切に自動車を管理しなければなりません。自動車の事故や故障を未然に防止するためにも、日常点検整備と定期点検整備は必ず実施しましょう。

**自動車不具合情報ホットラインに情報をお寄せ下さい**

国土交通省では、迅速なリコールの実施やリコール隠し等の防止のため、自動車不具合情報ホットラインを通じて、皆様のお車に発生した不具合情報を収集しております。

フリーダイヤル受付 0120-744-960(平日9:30～12:00 13:00～17:30)

自動車音声受付 03-3580-4434(年中無休・24時間)

ホームページ受付 [www.mlit.go.jp/RJ/](http://www.mlit.go.jp/RJ/)

**リコールによる修理は必ず受けましょう**

リコールの点検・修理は、安全確保及び環境保全のため必要なものです。なお、リコールの通知を確実に受け取るためにも、自動車検査証の住所や氏名等の変更手続きは必ず行して下さい。

出力用紙（地紋用紙）の変更点について（平成22年9月～供給分）

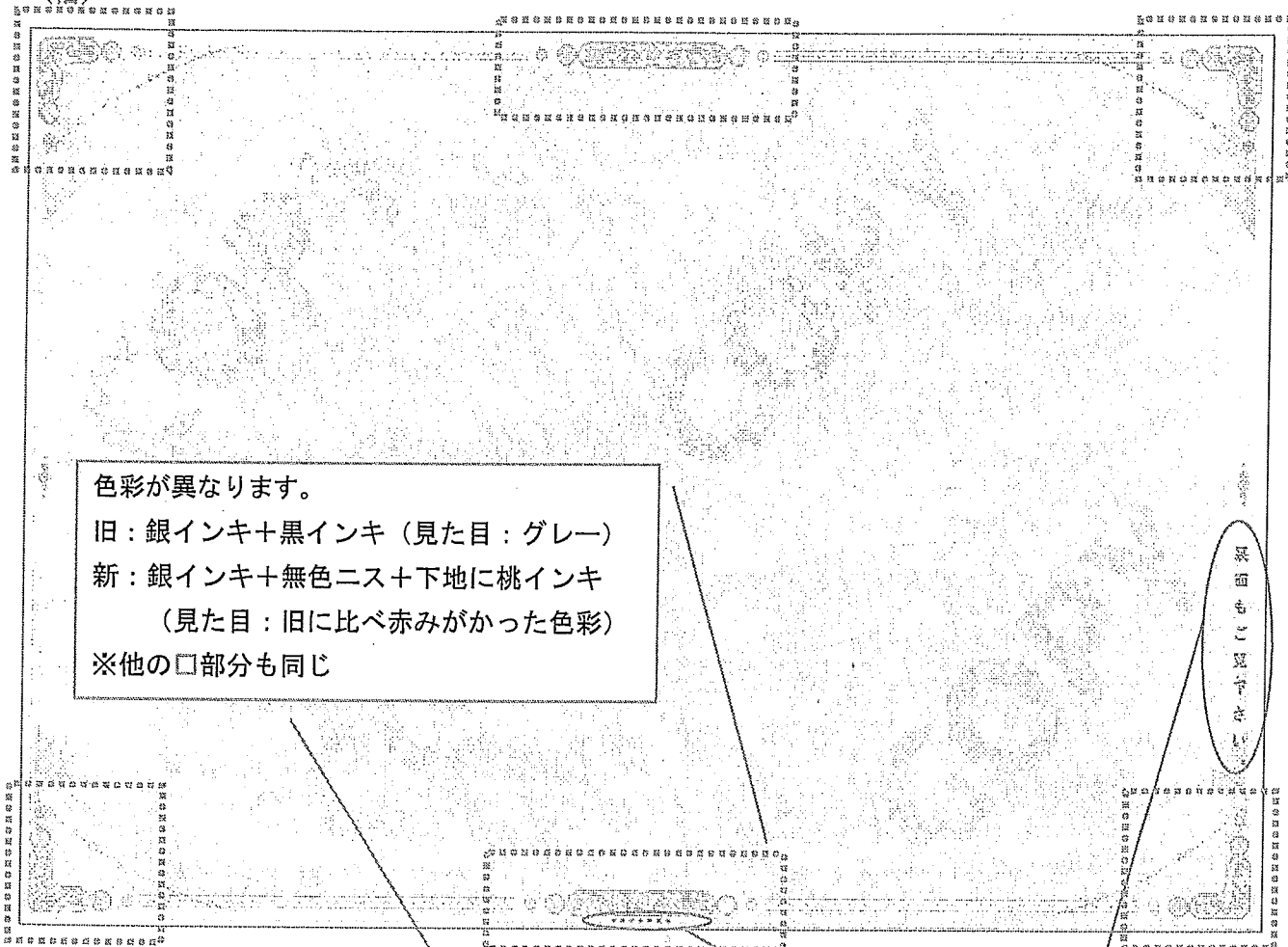
1 出力用紙の用紙変更に伴う主な変更点

|                                                        | 現行            | 変更                |
|--------------------------------------------------------|---------------|-------------------|
| 用紙仕様                                                   | 微塗工紙(イースターDX) | 上質紙(しらおい)         |
| メタリックビュー                                               | 銀インキ+黒インキ     | 銀インキ+無色ニス+下地に桃インキ |
| 表面コメント<br>○表面右下側<br>「裏面をご覧ください」<br>○表面下中央<br>「国立印刷局製造」 | 黒色            | 紫色                |
| 平滑度<br>(用紙の表面の摩擦の程度)                                   | やや高め          | 低い                |

注1:採用している偽造防止技術につきましては、現行と同様。

注2:背面の表記については変更なし。

(旧)



(新)

